

薬 第 1514-2 号
令和 7 年 8 月 29 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物
の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 8 月 29 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 3 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) tert-ブチル 3- [2- (ジメチルアミノ) エチル] インドール-1-カルボキシレート及びその塩類
【通称名】NBoc-DMT、NB-DMT

- (2) (4S, 5S) - 5 - (4-フルオロフェニル) - 4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R, 5R) - 5 - (4-フルオロフェニル) - 4-メチル-4, 5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びそれらの塩類

【通称名】 4F-4-MAR、4-fluoro-4-Methylaminorex、para-fluoro-4-methylaminorex、4F-MAR、4-FPO

- (3) (8R) - 1-ベンゾイル-N, N-ジエチル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 1Bz-LSD

- (4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和7年8月30日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ

TEL:06-6941-9078 (直通)

FAX:06-6944-6701